

一般社団法人愛知県専修学校各種学校連合会倫理規定

(前文)

本連合会会員は、学校教育法における専修学校各種学校の教育目的を遂行するにあたって、中・高等教育機関の一員としてその社会的使命を十分に自覚し、適正な運営を確保するとともに他の会員校を尊重し、調和を図り、品位ある行動をとり、専修学校各種学校教育の振興に寄与するために、以下に定める倫理綱領を遵守する。

(綱領)

1 社会的使命

会員校は、学校教育法で定める中・高等教育機関の一員であることを自覚し、職業教育によって社会を支える人材を育成する社会的使命を果たすため、教育者としての品位と学識を維持向上することに努めるものとする。

2 法令の遵守

会員校は、学校運営に際して、社会規範、法令及び関係規則を遵守する。

3 専門性の維持

会員校は、社会のニーズと時代の変化を的確にとらえ、分野ごとの教育水準の維持、向上に努めるものとする。

4 会員校相互の尊重

会員校は、会員校相互間の名誉及び信義を尊重し、説明責任と公明性を重視する。

5 情報の公開

会員校は、学生募集や教育内容を公開するにあたって、学生及び保護者ならびに他の学校関係者の判断を不当に惑わすことのないよう、客観性を保ち、自己の良心と信念に従って情報を公開する。

6 自己点検・自己評価

会員校は、教育活動その他学校運営の状況について、定期的に自己点検・自己評価を実施し、その結果に基づいて学校運営の改善を図るための必要な措置を講じ、教育水準の維持、向上に努めるものとする。

附則

(施行日)

本倫理規定は、平成 24 年 4 月 1 日より実施する。

(改廃)

本倫理規定に関する改廃権限は、愛専各理事会に帰属するものとする。